

○山梨県警察官の服制に関する訓令の解釈及び運用要領の制定について

〔 令和 7 年 7 月 2 2 日 〕
〔 例規甲（務装）第 7 2 号 〕

山梨県警察官の服制に関する訓令の解釈及び運用要領

第 1 趣旨

この要領は、山梨県警察官の服制に関する訓令（平成 6 年山梨県警察本部訓令第 2 2 号）の解釈及び運用について必要な事項を定めるものとする。

第 2 服装等（第 4 条関係）

警察官が勤務中において着用すべき被服及び着装すべき装備品の基本を定めたものである。

なお、警察官の被服の着用及び装備品の着装、携帯要領等は、次のとおりとし、斉一を期すること。

(1) 夏服上衣

夏服上衣は、長袖及び半袖の 2 種類があり、いずれを着用しても支障はないが、勤務の性質上必要があるときは、本部長又は所属長（以下「本部長等」という。）がいずれかを指定して着用させることができるものとする。

(2) 制帽又は活動帽

活動帽の着用は、活動服の着用（第 5 条）に定められている場合を基準とし、制服を着用するときは、制帽の着用を原則とする。また、着用する際は、記章を正面に向けて正しくかぶり、極端なあみだかぶりや横かぶりはしないこと。

(3) 防寒服及び雨衣

ア 防寒服の着用期間は原則として、1 1 月 1 日から翌年 4 月 3 0 日までとする。

なお、前記期間以外でも季節的条件等を考えて、所属長が指示した場合又は必要がある場合に着用することができるものとする。

イ 雨衣は、雨雪時その他必要と認める場合に着用することができる。

なお、雨衣は、交通警察活動に従事するときなど通常の場合は、白色面を表にして着用するが、警備実施等の場合において、本部長等が必要と認めて指示したときは、紺色面を表にして着用するものとする。

(4) 帽子雨覆い

帽子雨覆いは、雨雪時等制帽を保護する必要がある場合は着装することができる。

(5) 帯革

帯革は、ベルトのバックル中央上に帯革のバックル中央がくるように全体を重ね合わせるようにして着装する。

なお、留め革は、黒セルホックの部分を上からかぶせて本帯の表側に出るようにして留める。

(6) 警棒、警棒つり及び警棒止めバンド

ア 警棒つりは、左側の留め革の前方に接するようにズボンの左ポケット付近の位置に着装する。また、警棒止めバンドは、バンドの輪の部分に警棒つりの上部から挿入し、ホックがついた紐の部分で警棒を覆い、警棒の鍔（つば）の上でホックを止める。

イ 警棒は、警棒つりの2本のリングに挿入して収納する。この場合、警棒のつりひもは、結着部が体側にくるようにして、警棒つりと留め革の間に二重にそろえ、上から帯革の本帯の内側に挟む。

(7) 手錠及び手錠入れ

手錠入れは左側の留め革の後方に接するようにズボンの左後ポケット付近の位置に着装し、手錠は鍵穴の部位を下方にして手錠入れに収納する。

なお、手錠の鍵は、警笛のひもに取り付け保管する。

(8) 拳銃、拳銃入れ及び拳銃用調整具

拳銃入れは、拳銃用調整具を用いて帯革に装着し、制服上衣（夏服を除く。）の右腰部の貫通口から出して、右腰に着装する。納めた拳銃の撃鉄の前端がズボンの右縫合線に位置するようにする。

なお、拳銃によっては、拳銃入れを直接帯革に着装することができる。また、拳銃入れを拳銃用調整具に着装する場合は、拳銃入れの六角金具と拳銃用調整具の受け具とをよく噛み合わせ、回転止めホックを使用して外れないようにすること。拳銃入れ及び拳銃用調整具の着装要領は、図（1）のとおりとする。

(9) 拳銃つりひも

制服を着用して拳銃（つり環のない拳銃を除く。）を着装する場合は、常時拳銃つりひもを着装する。着装位置は、図（2）のとおりとする。

なお、拳銃つりひもは、拳銃用調整具又は拳銃入れの後方に位置して、なす環部を大きい輪に通して帯革の本帯に留め、制服上衣（夏服を除く。）の右腰部の貫通口から出して拳銃のつり環に着装する。

(10) 警察手帳及び警笛

警察手帳及び警笛の収納箇所については、警察点検規範（昭和29年警察庁訓令第12号）第7条に定めるほか、携帯方法等は次のとおりとする。

なお、警察手帳及び警笛のひもは、黒色のものとする。

ア 警察手帳

- (ア) 男性警察官にあっては、警察手帳のひもの末端を、制服上衣（活動服、制服用ワイシャツを含む。）の左胸部ポケット内側上部に取り付けられている警察手帳止め用ループ又はボタンに結束し、当該ポケットに収納し、携帯する。
- (イ) 女性警察官にあっては、男性警察官の携帯方法に準じて、冬服、合服及び活動服の着用時は上衣の左腰部ポケットに、夏服の着用時はベストの左腰部ポケット（ベストを着用していない場合にあっては、スボンの前面左のポケット）に収納し、携帯する。
- (ウ) 私服を着用して警察手帳を携帯する場合は、ズボン又はスカートのボタン穴、ベルト若しくはベルト通しのいずれかに、手帳ひものなす環を用いて結束し、落下防止措置を講じた上でポケット内に収納する。この場合において、警察手帳は、常に身体に密着させるものとする。ズボン等のポケットが浅い、又はポケットがないなど上記の方法により手帳を収納できない場合は、手帳ひもがついていない側の穴に手帳ひものなす環を付け、首からつるす方法も可能とするが、この場合は、手帳を胸ポケットに収納するなど落下防止措置を講じて携帯すること。

なお、紛失防止のため、バッグ等に入れた状態での携行は絶対にしないこと。

イ 警笛

警笛は、長さ10センチメートルのひもを付け、その先端に手錠の鍵を取り付けた上で常時携帯する。

なお、取付け要領は、図（3）のとおりとする。

ウ 警笛つりひも

警笛つりひもについては、職務上必要がある場合は、着用できるものとする。

なお、警笛つりひもは右肩章の下に一方の輪を通し、他方の末端に警笛を着装し、警笛は男性警察官にあつては制服上衣（活動服、制服用ワイシャツを含む。）の右胸部ポケットに、女性警察官にあつては冬服、合服及び活動服の着用時は上衣の右腰部ポケットに、夏服の着用時はベストの右腰部ポケット（ベストを着用していない場合にあつては、上衣の右胸部ポケット）に収納する。

(11) 階級章及び識別章

ア 制服、活動服及び制服用ワイシャツの場合は、左胸ポケットの蓋の中央を中心に、蓋の上部に沿って着装する。

なお、着装要領は、図（４）のとおりとする。

イ ベストの場合は、左胸ポケットの中央を中心に、ポケット口の上部に着装する。

なお、着装要領は、図（５）のとおりとする。

ウ 防寒服第一種（コート型）の場合は、前身頃の飾りボタンの外側と階級章の内側を結ぶ線が垂直で、第１飾りボタンの中心から、階級章の日章の中心の間が６センチメートルの位置に着装する。

なお、着装要領は、図（６）のとおりとする。

エ 防寒服第二種（ジャンパー型）の場合の着装要領は、図（７）のとおりとする。

オ 交通乗車服の冬服、合服、夏服及び防寒服の場合は、階級章の中心を左胸ポケットのファスナーの左端から５．５センチメートルの位置とし、ファスナーと階級章の間は３．５センチメートル空けて着装する。

なお、着装要領は、図（８）のとおりとする。

カ 識別章の番号標の表面には、アルファベット２文字及び数字３桁の識別番号を、裏面には、「山梨県警察」を黒色で表示する。識別番号は、アルファベットの１文字目を山梨県警察のイニシャルを表す「Ｙ」と表記し、２文字目は、手帳番号の千の位の数字を置き換え、数字の０を「Ｏ」、数字の１を「Ｉ」、数字の２を「Ｚ」として表記し、数字３桁は、以下の警察手帳番号を付けるものとする。

キ 警察官が識別章を着装しないことができる場合の留意事項は、次のとおりとする。

(ア) 「名札を着用しているとき」と定めたのは、名札の着用により責任の明確化が図られることからであり、名札を着装している者にまで識別章の着装を義務

付ける必要がないことによる。制服着用時は、階級章と一体である識別章をあえて取り外す必要もないことから、識別章の番号標の裏面を表示するものとする。

- (イ) 「留置業務に従事するとき」とは、留置係員及び補助者が留置業務に従事する場合をいい、一般に「日常的に住民と接する制服警察官」と認められず、識別章を着装する必要性がないことによる。

なお、地域警察官等が転用勤務により、留置業務に従事するようなときには、識別章の着装を義務付けないこととした趣旨に鑑みて、識別章の番号標の裏面を表示するものとする。

- (ウ) 「治安警備実施に従事するとき」とは、全ての治安警備実施活動に従事する場合をいい、本部長等は、警備情勢に応じて、識別章を着用させないことができるものとする。識別章を着装しないことができる場合として治安警備実施に従事するときと定めた趣旨は、（イ）と同様である。

ク 「暴力団の事務所を搜索する場合など、識別章の番号標の表面を表示することによりその現場又は事後における警察の職務執行に対する妨害が助長されると認められる場合」とは、「識別章の番号標の表面の表示が適正な職務執行を妨げることとなると所属長が認めた場合」の例示である。

第3 活動服の着用（第5条関係）

1 活動服及び活動帽の着用上の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 「宿日直勤務に従事する場合」とは、警察本部及び警察署の宿日直勤務に従事する場合をいう。
- (2) 「留置業務に従事する場合」とは、留置係員及び補助者が留置業務に従事する場合をいう。
- (3) 「地域警察勤務に従事する場合」とは、地域警察官が署所在地、交番、警察官駐在所、警備派出所及び交通派出所並びに生活安全部地域課通信指令室及び鉄道警察隊に勤務する場合をいう。
- (4) 「搜索に従事する場合」とは、全ての搜索活動に従事する場合をいう。ただし、所属長が必要と認めた場合及び急を要する場合は、この限りでない。
- (5) 「鑑識のための作業に従事する場合」とは、刑事部鑑識課勤務員及び警察署鑑識業務担当者が鑑識業務に従事する場合で、現場鑑識用作業服等を着用しない場合を

いう。

- (6) 「交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事する場合」とは、交通指導取締り又は交通事故事件捜査に従事する場合で、主に街頭活動をする場合をいう。ただし、交通乗車服等別に定められた服の着用を義務付けられている場合は、この限りでない。
- (7) 「道路標識及び道路表示の設置又は管理に係る業務に従事する場合」とは、街頭において交通警察官が道路標識及び道路表示の設置又は管理に係る業務に従事する場合をいう。
- (8) 「災害警備実施に従事する場合」とは、全ての災害警備活動に従事する場合をいう。ただし、急を要する場合は、この限りでない。
- (9) 「前各号に掲げる業務に準ずる業務に従事する場合」とは、その性質上、市民応接と機能性とのバランス等を考慮して、支障がないと認められる一定の活動に従事する場合をいい、所属長は状況に応じて、活動服及び活動帽を着用させることができる。ただし、交通安全教育その他各種講習に係る業務、受付業務、儀式及び学校教養（訓練を除く。）には着用できないので留意すること。

2 警衛・警護の業務に従事する場合

警衛・警護におけるエリア警戒、特別検問等は、通常の治安警備実施と何ら差異はなく、かつ、機能性を重視すべき活動に従事する場合には、活動服を着用することは差し支えないが、警衛におけるお泊所警戒、沿道警戒等御対象の目に触れる活動に従事する場合については、儀礼上の配慮も必要となることから、警衛・警護の実施担当の主管課は、警察庁と緊密に調整した上で、服装を指定すること。

3 大規模の部隊活動に従事する場合

災害警備実施、治安警備実施等大規模の部隊活動に従事する場合及び他機関と合同で活動する場合には、その業務に合致した服装とし、本部長等が出動服等の着用を指定するものとする。

第4 着用期間（第6条関係）

第1項で警察官の被服の着用期間を定め、第2項で治安情勢、季節的条件等を勘案し、本部長はその着用期間を変更することができることとした。

第5 女性警察官の服装等の例外（第7条関係）

女性警察官の服装について、その着用等を規定したものであり、制服上衣（夏服を除

く。)及びベストを着用しないで勤務できることとしたが、ワイシャツは、制服用ワイシャツとする。

第6 靴の着用（第8条関係）

1 靴は、短靴のほか編上靴、乗車靴、長靴及び防寒靴を含むものであるが、制服又は活動服の着用時には短靴を着用し、従事する活動、天候等によって、個人の判断により警備靴等を着用しても差し支えない。ただし、本部長等が指示した場合は、指示した靴を着用するものとする。

2 靴下は、黒色又は濃紺色で無地のものを用いること。

なお、女性警察官のストッキングは肌色系のものとする。

第7 服装等の一部省略等（第9条関係）

被服の着用及び装備品の着装を省略することができる例外を規定したが、その運用については、次によるものとする。

(1) 制帽及び活動帽の省略（第1項関係）

室内で勤務するときは制帽及び活動帽の着用を免除する旨である。

(2) ヘルメットの着用（第2項関係）

制帽及び活動帽に代えてヘルメットを着用する場合とは、次の場合をいう。

(ア) オートバイに乗車する場合

(イ) 車両検問、交通取締り等に従事する場合

(ウ) 災害、火災、爆発事故等の現場措置に従事する場合

(エ) その他所属長が、危険性が高いと認める活動に従事する場合

(3) 帯革等の着装及び警察手帳等の携帯の省略（第3項関係）

公衆の面前において勤務する場合を除き、室内で勤務するときなどその必要性が低いことから帯革、手錠の着装及び警察手帳、警笛の携帯を免除する旨である。

(4) 拳銃及び警棒の省略（第4項関係）

警察官は制服を着用して勤務するときは、拳銃及び警棒を携帯する義務があるが、例外として、拳銃及び警棒の携帯を免除される場合が、警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）第11条及び警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成13年国家公安委員会規則第14号）第8条に規定されているので、その規定によるものとする。

(5) 冬服又は合服の上衣の省略（第8項関係）

冬服又は合服の着用時において、季節的条件により、制服用ワイシャツの上に上衣を着用しないで勤務できることとしたが、次の場合には上衣を着用するものとする。

- (ア) 儀式、祭典その他儀礼的な場合
 - (イ) 部隊出動等で斉一を期する必要がある場合
 - (ウ) その他所属長が指示する場合
- (6) 白色ワイシャツの着用（第9項関係）

ア 次の場合は、制服用ワイシャツに代えて白色ワイシャツを着用することができる。

- (ア) 交番、駐在所等の勤務員が、冬服上衣、合服上衣又は活動服を脱ぐことがない場合
- (イ) 室内で勤務する場合は白色ワイシャツを着用することができるが、室内で勤務する者が室外に出る場合は、冬服上衣、合服上衣又は活動服を着用するか、制服用ワイシャツを着用すること。

イ 白色ワイシャツは、無地で織柄がないものとする。

第8 交通警察官の服制等（第11条関係）

1 交通警察官

交通警察官とは、交通警察活動に専従する警察官をいう。

2 乗車靴の着用

乗車靴は、制服又は活動服を着用し、自動車、自動二輪車又は原動機付自転車を運転する場合及び所属長が必要があると認める場合に着用できる。

3 交通切符収納かばん

交通切符収納かばんは、交通指導取締り等必要がある場合に、肩に掛けて装着し、携帯する。

4 交通乗車服等の着用

交通乗車服については、交通部交通機動隊員又は交通部高速道路交通警察隊員が着用するものとし、着用期間は、第2項に規定する交通乗車服の着用期間とする。

なお、着用期間は、制服勤務員とは着用期間が異なるので、誤りのないようにすること。

第9 出動服等の着用（第12条関係）

- 1 警備実施、訓練等の場合の出動服、略帽、編上靴、防石面付ヘルメット等の着用について規定したが、所属長は、服装の斉一を期するよう留意すること。

なお、第1項に規定する着用品目は例示的なものであり、このほか、個人装備品としての防護衣、防護腹当て、防護手袋等も着用できるものとする。

- 2 出動服用階級標識、隊長章、副隊長章、略帽用階級標識及びヘルメット用階級標識の着装要領については、次のとおりとする。

- (1) 出動服用階級標識

階級標識の下縁が出動服上衣の右ポケット中央上部5ミリメートルに位置するように付けるものとする。

- (2) 隊長章及び副隊長章

隊長章及び副隊長章の下縁が出動服用階級標識中央上部5ミリメートルに位置するように付けるものとする。

- (3) 略帽階級標識

階級標識の下縁が略帽の下端から1センチメートルに位置するように縫い付けるものとする。

- (4) ヘルメット用階級標識

階級標識は、ヘルメットの背面中央に貼り付けるものとする。

第10 礼服の着用（第15条関係）

礼服を着用する場合は、次のとおりとする。なお、同一の儀式等に出席する警察官が、それぞれ異なる礼装をすることは好ましくないので、このような場合には、行事の主管課等において、あらかじめ統一するよう措置すること。

- (1) 原則として、白手袋を着用すること。
- (2) 「その他礼服の着用を必要とする場合」とは、警察広報等の必要上、特に礼服着用の必要がある場合又は警察官の私的な冠婚葬祭等の場合であって、一般に礼装をすることが社会慣習上相当と認められ、所属長が指示又は許可したときをいう。
- (3) 礼服を着用し、弔意を表する場合は、原則として喪章は着装しない。

第11 標章等の着装（第16条関係）

- 1 警察署長章及び副署長章の着装要領は、図（9）のとおりとする。
- 2 機動隊章及び機動隊所属章の着装要領は、図（10）のとおりとする。
- 3 管区機動隊員標章の着装要領は、図（11）のとおりとする。

- 4 鉄道警察隊員標章の着装要領は、図（１２）のとおりとする。
- 5 特別訓練章の着装要領は、図（１３）のとおりとする。

図 略